

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年12月3日14時30分）

場所：第二分庁舎6階災害対策本部室

（くらし安全防災局長）

ただいまから第22回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。
まず初めに、本部長である黒岩知事からごあいさつをお願いします。

（本部長（知事））

お疲れさまです。先週の本部会議でステージⅢの警戒宣言を出しましたが、本県の感染状況は依然として改善の兆しは見られず、厳しい状態が続いています。本県の医療提供体制はかなり厳しい状況が続いており、現場の悲鳴の声が聞こえてきています。本県の感染状況はステージⅢ目前という状況下で、本日の会議では打つべき対策について協議したいと思いますので、よろしくをお願いします。

（くらし安全防災局長）

本日の議題は、次第にあるとおり、県内の感染状況及び県の対応についてであります。まず先に、県内の感染状況について、モニタリング指標に基づき阿南統括官からお願いします。

（阿南医療危機対策統括官）

資料をご覧ください。新規患者数は先週254人と最大となりましたが、今週も昨日214人と大きな数字が出ています。7つの指標のうち4個がステージⅡに分類される数字となっています。1番と5番の2つがステージⅢに引っかかっています。

1番は病床のひっ迫度、5番は増加率で直近1週間が前の週より多いということです。個別にご説明します。

右側の折れ線グラフ、緑の線が20%を超えており、これは高い状態が続いています。

伸びについては、最近は若干、鈍化していますが、20%を超えているのは、現場として相当つらいところです。赤い線は重症でありまして、30%を超えているところ、実数では左の棒グラフで61人とあります。これは、ICUは非常に限られた病床で、簡単には増やせないもので非常にきつい状況であります。

昨日も神奈川モデル認定医療機関と会合を行い、その場で集中治療室の拡大を再度お願いしたところです。治療を続けなければならないものは、続けていただくのですが、予定した手術のうち、なんとか後回しにできるものは後回しにして、ICU病床の確保に努めていただくため、具体的な事例まで突っ込んで、話し合いをしたところです。

次は人口10万人当たりの入院者数及び宿泊療養施設・自宅の患者を足した数で、ステージ

Ⅲは15人ですが、直近は14.4で、少し前は15を超えていました。15を切ったのだからという考えでなく、皆さんお分かりと思いますが、数字はちょっとしたことで上下するので、もはや本県は、高い数字のところまで到達しているのだという解釈をしていただく必要があります。

陽性率は、一時10%近くまであがりましたが、このところは抑えられ、6から7%を推移しています。この後、再度10%に戻っていくか、このままなのかは予測が困難です。10に比べれば、6、7は低い値ですが、5%を超えているという状態は非常に危険であります。世界的に見ても5%を超えているのは危険でありまして、6、7%は非常に高いと認識いただきたい。

新規感染者の推移であります。PCR検査等で陽性と診断された患者の推移ですが、これは一時下がった時もありますが、基本的には上がり続けており、とうとう14まで来ました。指標としては15というのがステージⅢの目安となりますので、あと少しで到達します。

次は増加率、指標としてステージⅢに該当しているものの一つで、直近1週間が前の週と比べて多いか少ないかです。一番左の折れ線グラフを見ていただくと1.21で1を超えており、今週の方が多く、三連休の影響で一瞬下がることはありましたが、基本的には1を超えている。その辺は右側のグラフを見ていただくとわかる。長い経過でみると1を超えている状態が続いている、つまり増加傾向が続いていると認識しています。

感染経路不明率は様々な状況下で、上下します。本県では第2波、第3波を通して、50%前後を推移している。ちょっとした加減で、50%を上下するが、今回は50%を割ったが、そこに意味があるのではなく、ずっと50%近辺を推移していることに意味があることを御理解いただきたい。

クラスターは各地で発生しており、我々が気を使うべき医療や施設で患者発生は一定数、継続しています。

入院及び宿泊療養者の比率を見やすくしたものが、このグラフで、赤と黄色が入院で、赤が重症、黄色が中等症で、これを分離すると、左側が入院で、赤が重症、第1波から第3波を比べると、現在が最も高くなっております。先ほど示したようにICUの病床確保が非常に困難になっていることを端的に示しています。黄色の中等症のところは上がってきて、横ばい状態である。

一方、緑のところは直近のところ下がっている。

これは、本県としましては全県的に自宅療養と宿泊療養、双方とも安全性を担保する、これをずっと貫いてきた方針がございます。そういう中で、しっかりと両方の適用を考えて、自宅でもいい方は自宅をちゃんと活用しましょう、このメッセージは、現場には流していました。そこら辺のところは反映されまして、宿泊療養のところは、少し下がったように見えています。実際のところは、その裏返しで、自宅療養は増えています。ということで、療養者数は減ることなく今も増えているという状態であると御理解ください。

年齢層は、特段、改めて、前回と変わったところはありません。各年齢層、均等な分布

は、この1か月、同じような状態で続いていると御理解いただければと思います。

感染経路別に関しましても、特段、これという説明する内容はございません。

視覚的に今までのところを、患者の状態がどのように経過してきているのか、これは、今までグラフ、折れ線及び棒グラフでお示してきたのは、切り口がいつなのかによって、一週間の単位が変わります。それを暦のカレンダーの曜日で区切った場合に、人数を入れていって、どのようになるかという見方になります。先ほどの切り口とちょっと違うようになるわけですが、カレンダーの暦の上での週の合計が、右に縦に並んでいます。10月と11月を見ていただきますと、10月に対して11月の後半、特に、後半の2週というのは3倍に患者が増えているということが端的に示されています。しかも11月に関しては、今のところ、先週の段階までは減る傾向がない。それから今週の予測というのは非常に難しいですが、今週も週の前半から、前の週と比べて決して少ない数字ではない、そういうことからしますと、可能性としては、先週並み、あるいは先週よりも多い数字が打ち出される可能性は十分あるだろうというふうに思われます。

そういったことで押しなべて言うならば、非常に切迫した状態は継続している。特に医療機関の病床のひっ迫度合いというのは、これは前回お話をさせていただいたとおり、相当に厳しいものが継続しているというふうに認識しているところです。以上でございます。

(くらし安全防災局長)

阿南統括官から、県内の感染状況は、引き続き非常に厳しい状況であるということをご認識いただきたいという御説明がございました。ここまで現状ということでございますが、よろしいでしょうか。何かございますか。

武井副知事、お願いします。

(武井副知事)

1点確認ですけれども、前回、11月27日の本部会議のときのモニタリング指標と今日のモニタリング指標を比べてみると、前回のときはモニタリング指標の1の病床のひっ迫度合いと、5の直近一週間と先週一週間の比較、これが多い、それから6の3項目がステージⅢの基準を上回っていた。今回、上回っているのは、1と5のみであって、1についても、入所の人が若干ではありますけれども、前回27日のときよりも、ひっ迫度合いがやや減っているという状況ですが、このモニタリング指標のこの1週間の変化については、どのように理解すべきなのか、端的に言ってしまうと減ってはいる。それが改善の予兆なのか、今の話からするととてもそうではないということになると思いますが、そこを説明していただけますか。

(阿南医療危機対策統括官)

この6項目の指標の中で、特に5と6に関しては、適切な表現は何かというのは難しいで

すが、あまりあてにしてしまって、これが高い、項目にひっかかる、ひっかからないと考えると、先ほど説明したように、ちょっとした加減で上下いたします。なので、例えば、ステージⅢの考え方をするときも、5と6というのは、やはりちょっとした加減で変動することからすると、重みづけとしては、あまり重視しない方が正しい評価ができるだろうと思っています。

一方、1から4のことにしましては、それなりの重みづけがある。その中で1のところは、全体と重症のバランスの中で考える必要がありまして、重症というのは遅れてピークが来ます。患者さんが増えて中等症の患者さんが増えてきた、それが2週間から3週間遅れてピークが来るのが、過去の経験からは言われています。そういったことを踏まえたと、現在、中等症の方が、一見上がり続けるのではなくてピークに達しているというように見えますが、この後、重症のところはこの影響が来週、再来週というところに出てくる可能性があります。

こうしますと、先ほどお話したようにICU、集中治療室というものは簡単に拡大できませんので、ここのところは相当に厳しくなるという可能性があり、その可能性は高いだろうというふうに、今は慎重に判断すべきと考えます。

(小坂橋副知事)

念のため、確認ですが、重症者については、東京都の動きもあって、高齢者だとか基礎疾患がある方が注目されていますが、うちの方のデータでは、高齢者とか、基礎疾患がある方とか、やはりハイリスクという認識でよろしいのでしょうか。

(阿南医療危機対策統括官)

そこは、一定の共通の認識でよろしいかと思います。全体的に、現在の入院の適用ということも、中等症、基礎疾患が中心になっています。その中で高齢者の方が多い、集中治療室に入っている、いわゆる重症、ここのところの分析を見ますと、かなり高齢者の比率は高いです。そういったところで、やはりこのリスクは高いのであろう。特に、やはり単に年齢、単に基礎疾患というのではなく、複合してきますと、高齢者で基礎疾患を持っている、基礎疾患を複数持っているということになると、これはリスクの度合いとして高くなる。やはりこれは、集中治療室で見えて、そういう方々は悪化しやすい。そしてそういう方々の占める割合が多いというのが実感として思っているところですので、それは今の現場からの声として明確に合致しているところだと考えます。

(本部長(知事))

重症者が増えているという状況の中で、現場は、例えばECMOだとか、人工呼吸器だとか、こういうのは足りていますか。大丈夫ですか。

(阿南医療危機対策統括官)

はい。これはテクニカルな話になってきますが、この10か月間の戦いの中で、我々、経験プラス世界的な科学分析の結果として、春の戦い方と今の戦い方が少し変わっています。

特に、現場レベルでは、人工呼吸器、順番としては人工呼吸器を装着して、人工呼吸器が駄目だとすればE CMOに到達するというステップを踏むのが現場なのですが、人工呼吸器につなぐ、いわゆる気管挿管をして、人工呼吸器につなぐということ避けようというのが、現場のテクニカルな方法論です。

これは、様々な比較をしていると、挿管、人工呼吸器になったグループと、耐えに耐えて挿管をしないで様々な方法で何とか耐えに耐えた人を比べると、挿管、人工呼吸器をつけないの方が、予後がいいのではないかと、そういったことが、現場として見えてきているところなのです。

そのようなことで、実は、春と一番違うのは、人工呼吸器あるいはE CMOの使用率が非常に低いです。特にE CMOの使用率は、本県におきましては低いです。もちろん、この後、患者さんがたくさん増えたときには準備しておくことは必要ですが、現状、使用率が低いというのが、春のときと全く違う様相であります。

(首藤副知事)

よろしいですか。先日の感染症対策協議会で、死亡率については、4月から6月の死亡率よりも、7月から9月の死亡率が、明確に下がっているという報告があったのですが、一方で、重症化になる率というか、重症化率が、今の阿南統括官の話にありました。耐えに耐えている人たちを重症とみているのか、中等症とみているのかを確認したい。

それ以前に、重症化率自体も下がってきているのか、ある程度重症化率は変わらないけれども死亡率が下がっているのか、そうすると重症病床のひっ迫度はより、ある意味上がってくるので、ひっ迫していくという形になりますし、重症化率も下がっているのかどうかも確認させていただければと思います。

(阿南医療危機対策統括官)

この回答に関して、ちょっと複雑なことは、やはり第一波と言われる春のときと今で、我々医療者が持っている知見の差が非常に大きいということです。

当時は分からないので、早め早めの人工呼吸器装着、E CMOということも行われましたし、今と使っているお薬も違っています。明確に春の治療の方法と今の治療の方法、使用薬剤とまったく違うのです。そういう中で比較するということが自体が難しいのですけれども、そういう中で実際、重症の分類のしかたも当然違っています。

早め早めに挿管人工呼吸する。そういうことであれば重症の割合が高くなってしまいうので、先ほどお話ししたように、耐えに耐えているとそこらへの境目が少し変わってくるという背景がございます。

とは言え、この11月以降のですね。特に11月後半以降の状態というのは、現場の感覚的なことからすると重症化する人が多いなというのが感じられているところです。全体としての患者数が多いので、数値的な率とした言い方としてはどうなのかとちょっと難しいところがあるのですが、現場の感覚の違いは、第二波と呼ばれる6月、7月の時に比べると、なぜか悪化する方が多いなど。あの時も、実は高齢者の方がいらっしやったのですけども、あの時よりも悪化する人が多いというのが現場感です。

今、御質問されたような率ということに関しましては、もう少し待たないと数字が出てこないところだと思います。いわゆる、やはり、悪化した後、長いですね。2週間、3週間かどうかという予後をたどるかということなので、今ちょうど上がってきたところなので、病床には入ってきますが、その方の最終的な予後のところが掴めない。そうしますと数字には反映されないで、本当の率ということに関しましては何とも言えない。ただ現場感としては夏の時とは違うなという実感を持っているというのが我々の認識です。

(くらし安全防災局長)

よろしいでしょうか。ただいまいくつかやりとりがございましたけれども、今のお話を聞いても、やはり現場は厳しい状況が続いているということだろうと思います。こうした状況を踏まえまして、冒頭、本部長からも、さらに打つべく対応策ということについて、協議をしたいということでございます。今後、本県として、取り組むべきことにつきまして、資料としてまとめさせていただきますので、わたくしの方から説明させていただきます。

資料に入ります前に前回、ステージⅢ警戒宣言を本部長からしていただいた際に、医療現場としては入院基準の見直しということに取り組んでいただきました。

また、社会経済活動という意味では、知事の判断ですぐにストップできる「神奈川県民割」の新規発売停止、さらには国にすぐ要請ができる「GOTOイベント」の停止をそれぞれ着手したところでありますけれども、これに加えるということで、一つの判断基準となるものが国の考え方であります。

資料にはございませんが、国は11月17日付で、事務連絡を発出しておりまして、感染が拡大した場合の対策として、メリハリの効いた特措法などによる予防的措置、具体的に言いますと営業時間の短縮、外出自粛の要請、こういったものを自治体に検討をお願いしています。その際に、エリアや業種を限定して効果的に実施してほしい。また、営業時間短縮要請等を行う場合には、国の方で協力要請推進枠ということで、臨時交付金を使った500億円という財源を用意するといった事務連絡が流れており、報道もされているところです。

こうした状況も踏まえながら資料を説明させていただきます。

まず、事業者への要請をさせていただきたいと存じます。これは法令としては特措法の24条9項を用いて都道府県知事が要請するものでございます。要請対象につきましては、横浜市と川崎市において、お酒を提供する飲食店、カラオケ店、これらに対し、12月7日から17日までの11日間、5時から22時までの時間短縮営業、これをお願いしたいと存じます。

なぜ、横浜市、川崎市にしたかというのは後ほど説明させていただきますが、まず、毎回本部長がメッセージを発している中で、飛沫というのが大変注目点がありますので、飛沫が起りやすい、お酒が入ってワーワーする。あるいはカラオケで大きな声で歌う。こういったところを限定して、対象とさせていただきたいということです。要請期間につきましては、一定の周知期間を考慮し、もし本日、本部会議として決定していただければ、来週月曜からお尻につきましては、集中期間として、11月の下旬から、国は、これから3週間が勝負の時期だということですので、それに合わせるような形で17日とさせていただきます。時間につきましては記載のとおりでございます。

なお、これに対しまして協力金として一店舗当たり一日2万円ということでカウントいたしますと延べ11日間でございますので、最大22万円が一店舗の最大金額ということになります。その際に感染防止対策取組書を今まで掲示していないというお店もございますでしょうから、そういったお店に対しては、ぜひ県が取り組んでおります感染防止対策取組書の登録をしていただきたいというようなことも働きかけていきたいと考えています。

一方、県民の皆様への要請でございます。これにつきましても特措法24条9項を根拠とした都道府県知事の要請事項でございます。

要請対象につきましては、こちらは全ての県民の皆様に対して要請をさせていただきたいと存じます。要請につきましては、特に周知期間を設けることなく本日の本部会議で決定されれば、始期は本日からやはり17日まで短期のお願いということになります。

要請内容につきましては、これまでも本部長が本部会議の都度、メッセージとして発出しておりましたテレワーク、時差出勤を徹底いただくこと。M・A・S・Kという基本的な感染防止対策をお願いすること。さらにはマスク会食、これを徹底すること。

これに加えまして、新たに外出はこの期間控えめにさせていただきたい。高齢者や基礎疾患のある方は、特にご用心いただきたい。これはいらっしゃる方の家族を含めてご用心いただきたいということで、厳しい外出自粛という意味合いではございませんが、3日から17日の間は、外出は控えめにいただきたいということを広く県民の皆様呼びかけ、高齢者、基礎疾患のある方はさらにご用心いただきたいという内容でございます。

先ほど営業時間短縮につきまして、なぜ横浜市、川崎市を対象にするのかということについて御説明をさせていただきます。先ほども申し上げたとおり国の考え方はメリハリの効いた特措法等による予防的措置、時短等を検討してほしい。エリア、業種を限定してほしいという考えがございます。

そこでまず、3つ丸印がございますが、市町村別の新規感染者数。これは、急速に感染者数が伸び始めました11月の1か月間を取らせていただきました。そのデータが資料上ですと次の資料になります。10万人あたりの感染者数が多い順に左から市町村を並べておりますけれども、相対的に見れば横浜市と川崎市がやや数ポイント抜けているという状況になってございます。

また、次の白丸でございますけれども、飲食店の数、それから一日平均の駅別の乗車人数と

ということで、要は、飲食店がどれくらいあるのか。さらには、人の入りくりがどれくらいあるのかというのを本県の中で比較させていただいたものが、さらに次の資料でございます。飲食店数をご覧いただきますと、県全体では平成28年度のデータになりますが、約3万3,000の飲食店がございますが、横浜市が約1万2,600、川崎市が約5,000ということで、この2つで県内の53%を占めている。第3位の相模原市においては2,300店、7%ということで、横浜市、川崎市にやはり飲食店が県の中では相対的に密集しているというのがデータ上分かります。

また、これも若干古いデータになりますが、平成30年度における1日平均のいわゆる電車の乗り降りということでございます。東海道線、京浜急行電鉄、このデータを取らせていただきました。横浜駅の乗降客数が42万ということで、東海道本線については横浜駅が第1位、以下第10位までを見ますと赤字でありますとおり、横浜、川崎というのはやはり乗降客数が多い。これはもう当然我々県民は身に染みて感じているところでございます。同じように京浜急行を見ましても、横浜市、川崎市で乗り降りされる方が多い。これらは一般的にはもっぱら東京への通勤。もちろん市内への通勤もあります。首都圏への通勤ということを前提とした行動ということも類推されるところであります。したがって、もとの黄色い背景の画面になります。

市町村別の新規感染者数が、横浜市、川崎市が相対的に多いこと、飲食店数も同様であること、主要ターミナルの乗車人数を見ても、横浜市と川崎市が一つ抜けて多いこと、更には東京都と近接しており、生活圏が一体であること、東京圏への行き来が多いこと、こうしたことに着目すると、エリアを限定することで、時間短縮の対象に横浜市と川崎市を指定してはどうかと考えたところでございます。

別の資料で協力金について説明いたしたいと思っております。2枚資料がございます。

続けて説明させていただきます。協力金の第3弾ですが、現在は案となっておりますが、これについて、産業労働局長からお願いしたいと思っております。

(産業労働局長)

産業労働局です。まず資料をご覧いただき、資料の上、対象事業所ですが、時短営業を実施した事業所と個人事業主で次の2つの要件を満たしたものとします。

1つ目は、横浜市・川崎市に店舗があること、2つ目は時短営業要請前から営業要請時間を超えて営業していること、つまり22時以後も営業していたところが22時までには営業短縮すること。酒類を販売していること。カッコで書いておりますが、テイクアウト専門店やイートインコーナーのあるコンビニやキッチンカーは対象外とさせていただきます。

次の四角、交付額ですが、1日に2万円に最大11日間をかけると一店舗当たり最大22万円となります。これは1店舗あたりで、協力金第1・2弾では事業者ごとでありましたので、ここが店舗ごとになるのが大きな違いであります。

※印に書いてあるとおり、時短営業の開始日ですけれども、開始日が遅れた場合、要請に応

じた日数に応じて交付をさせていただきたいと考えております。ただし時短営業開始後は飛び石で休むということは認められないということで、一旦開始をしたら、最終日17日まで連続して時短営業をしていただきたいと考えております。

それから2つ目の※印、複数の店舗を営業している場合、店舗数に応じて交付、ここが第一弾、第二弾と大きく違うところであります。例えば一事業者の方が3店舗を持っていたとして、それが期間中全日、11日間時短営業した場合は、22万円が3店舗分で66万円が交付されるということになります。予算額の見通しは、資料に記載のとおり総額で約30億円と見込んでおります。申請方法等につきましては、今、委託事業者の選定作業に入ろうとしておりますので、委託業者を選定後、業者さんとも相談しながら、申請の開始日等の確定をさせていただきたいと考えておりました、確定後、ホームページで公表させていただきたいと考えております。以上です。

(くらし安全防災局長)

次の資料で、時短要請協力金の考え方ということで、いろいろこの後、事業者の皆様からご質問もあろうかということで、大きく考えられるものを例示として書かせていただきました。確認になりますが、要請対象は、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている、お酒を提供する飲食店、カラオケ店ということでございます。要請内容と要請期間については、記載のとおりで繰り返しとなりますので省略いたしますが、当たり前の話ですが、22時から5時の間に営業をしていないお店というのは、最初から要請の対象外ということになります。また、そもそもお酒を扱っていない、分かりやすい例で言うとコーヒーショップ等が該当するかと思いますが、お酒を提供していないお店は、時短の要請の対象外ということになります。

そこで考えられますのが、大きく三つのパターンがあろうかと思えます。まずは、お酒を提供しているが、県の要請に従って22時に閉店するという形でございますが、右側に記載のとおり、これは県の要請に応じていただいたということになりますので、協力金の支給対象になります。

次に例として考えられますのが、今まではお酒を提供しているところだったのだが、この期間12月7日から12月17の間は一滴もお酒を提供しませんよと、具体的に言うとファミリーレストラン等がイメージできるかと思えます。お酒を普段我々は注文できるわけですが、そうであればこの期間、もうメニューから外しますよ、ということがあろうかと思えますが、私共の要請はあくまでも、時間を短縮していただく、10時までに短縮していただくということですので、終日お酒を出さないから営業継続ということは、そもそも要請対象に該当しない、この期間はお酒を提供するお店ではないということになりますので、そもそも要請対象に該当しない。従いまして、協力金の支給対象外ですよ、という整理を考えております。

次に3点目、考えられるものでございますが、うちの居酒屋では夜10時までお酒を提供す

るけれども、10時以降はお酒を提供しません。その代わり営業を続ける。この場合どうなのですか、ということでもありますけれども、お酒を提供しないことで、騒ぐということは防げる可能性がありますので、要請の趣旨には一部協力を頂いているということは十分汲み取れますが、県の要請はあくまでも、時短をして頂きたい。10時までということですので、10時まではお酒を提供するけれども、10時以降お酒をストップするから営業を続けたいということは、続けることはもちろん事業者の判断でございますが、我々としては時短を要請している立場でございますので、要請には応じていただけていないということになりますから、協力金の支給対象外、大きく分けるとこういった場合が想定されるかと存じます。補足的な説明になりましたが以上でございます。

以上、事業者の皆様へ要請をすること、さらには県民の皆様にご要請をすることにつきまして、少し時間をかけてご説明をさせていただきましたが、これにつきまして、できましたら本日本部会議で決定をさせていただきたいと思っておりますが、御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願いたします。

(本部長 (知事))

これを守っているかどうかというのはどうやって確認するのですか。

(くらし安全防災局長)

時間短縮をしたという確認について、これは具体的に協力金を申請する時の添付資料ということになるかと思いますが、よろしいですか。

(産業労働局長)

はい、営業時間等です。店頭で貼り出している物を写真で撮ってもらいまして添付していただいたり、そういった形で、添付資料で確認をしたいと考えております。

(本部長 (知事))

それぞれの各市町村の反応はどうですか。

(武井副知事)

はい、特に今回は全県域ではなくて、横浜、川崎に限定してということでございます。今回、本部会議での決定に先立って、各市と調整をさせていただきましたけれども、私共はやはり、説明があった国の考え方、すなわち、時短要請をすることによって感染防止に効果的なエリア、これを絞ってやってください、というのが基本的な考え方になります。従って、感染防止に効果的なエリアというものを、定量的に御説明をさせていただきました。それはすなわち、新規感染者数でありますとか、飲食店の数、さらには電車の利用、こういった数値をもとに御説明をさせていただきまして、また、市のほうから、やはり横浜、川崎という

のは東京都と隣接をして、感染が急拡大している東京都の往来も多いという事情もあるということで、これは市としてもいろいろと思いはあるのでしょうかけれども、私共は特措法に基づく知事の権限としてやります。という説明も併せてして、御理解をいただいたという状況でございます。

(本部長 (知事))

あとは、東京は国と調整して、GOTOトラベルに対してもある一定の自粛という形にしたわけですがけれども、この辺はどうですか。

(国際文化観光局長)

国際文化観光局でございます。GOTOトラベルのほうは国の事業ということで、実施のほうは国の判断になります。ステージⅢになった段階では、それはやるべきだということでございますけれども、今のところは本県につきましては、そういった状況といった合意はできておりませんので、日々の感染状況、医療体制の状況を本県から情報を提供しながら、国と引き続き調整をした上で、といったことになるのだらうと思っております。以上です。

(武井副知事)

今回、時短要請についてはですね、くらし安全防災局のほうで、内閣官房と調整をしておりますので、局長のほうから説明をしてください。

(くらし安全防災局長)

はい。くらし安全防災局では、こういった要請をすることについて、内閣官房のコロナ室とも協議をさせていただきました。基本的に、エリアを限定するという考え方、それから業種を限定するという考え方についても、基本的な国の考え方に則っているということで、横浜市、川崎市とも協議をしたという事実も説明させていただいて、一定のご理解はいただいているところでございます。また、協力金の関係につきましても、これは国からの交付金が当たる話でございますので、本県の考え方もお話しさせていただいたうえで、本県としては引き続き、財源として国のお金を活用したいということもございますので、そういった情報を提供して、一定のご理解を得た中での提案ということでございます。

(武井副知事)

念のため確認よろしいですか。今、説明の中で、対象は酒類を提供する飲食店、カラオケ店ということで、酒類を提供するという形容句が飲食店だけに掛かるのか、カラオケ店まで掛かるのか、ということについて説明がなかったと思うのですがけれども、これを改めて説明して頂けますか。

(産業労働局長)

はい。この酒類を提供しているという言葉は飲食店にもカラオケ店にも掛かると考えております。

(くらし安全防災局長)

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは恐縮でございますけれども、本県として、前回ステージⅢ警戒宣言を本部長から発していただきましたが、さらなる対応ということで、資料のとおり、特措法の24条9項に基づく知事の権限として、横浜、川崎市における、酒類を提供する、飲食店、カラオケ店について、7日から17日まで、夜は22時までの時短の営業をお願いする。その代わり一店舗当たりでは一日2万円の協力金をお支払いする。

一方県民の皆様につきましては、御決定いただいた後から、取組に加えて、外出は控えめにさせていただきたい。また、高齢者・基礎疾患のある方は特に御注意。こういったニュアンスで神奈川県知事として、要請いただくということで、本部長、よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、了解しました。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございます。それではこれにて、本県の対応を決定させていただきましたので、これは関係する事業者も多々ありますので、改めてくらし安全防災局からひな形をお送りしますので、各局から関係団体への御連絡をお願いいたします。

特に事業者は7日スタートということでございますので、コールセンターは土日に集中しますが、しっかりと対応して参りますので、よろしくお願い致します。

本日の議題については以上でございますが、こういった県民の皆様や事業者の皆様に厳しい、外出を控えるというお願いをし、本部長の方から何か応援体制の強化やテレワークとかそういったことも県民にお願いする中で、県組織の職員に対しても本部長から御発言がありましたら、是非お願いします。

(本部長 (知事))

新型コロナの拡大が始まって以降、県庁職員の皆さんには、非常時優先業務に絞るとか仕事の在り方を徹底見直ししてくださいとお願いしてまいりました。これによってコロナ対策本部の応援職員を捻出しているわけであります。

また、職員の感染を防ぐためのテレワークの実施、それを積極的に行う全庁コロナシフトといったことを行ってきました。しかし、この新型コロナウイルス感染症対策の最前線に立つコロナ対策本部でありますとか、保健福祉事務所、事業者支援にあたる産業労働局では8

0時間を超える長時間勤務となっている職員が多く発生しているのが現状であります。

そこで各局長においてはリーダーシップを発揮して、急を要しない業務の見直しや中止について、改めてしっかりと取り組んで、コロナ対策本部を支えるため、できるだけ長い期間、応援職員を多く出せるように努力してもらいたいと思います。

一方で、局長はこのコロナ禍にあっても遂行業務がありますけれども、いま一度こういった業務を効率化させるとともに、感染防止のためのテレワークを県民に要請することからも、県庁においてもテレワークを徹底的に行っていただきたい。

コロナ感染が拡大している緊急事態であり、現在の職員の対応が今後の働き方の基本となることによって、全職員がコロナ対策を自分事としてとらえ、一丸となってコロナ対策に注力してほしいと思います。

各局長の皆さん、よろしくお願い致します。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。本部長から県の中にも檄がとばされたということでございますので、各局長の皆様、是非よろしくお願い致します。

本日の決定事項を総括する形で、本部長である知事からメッセージをお願いしたいと思います。

(本部長 (知事))

それでは知事メッセージを読み上げます。

新型コロナウイルスの新規陽性患者が急増している危機感を、県民の皆さんと共有するため「ステージⅢ警戒宣言」を発出してから約1週間が経過しました。

しかし、この間も、感染状況に改善の兆候は見られず、医療提供体制の厳しい状況は続いています。

こうした状況に何としても歯止めをかけたい。こうした強い思いから、県は、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている今月17日までの間、特措法第24条9項に基づき、次のことを要請します。

<事業者の皆様へ>

横浜市・川崎市にある、酒類を提供している飲食店やカラオケ店は、12月7日から17日までの間、営業時間を「5時から22時までの間」へ短縮してください。

なお、県は、営業時間の短縮に応じていただいた店舗に、1日あたり2万円の協力金をお支払いします。また、感染防止対策取組書未掲示の店舗は、これを契機に登録してください。

<県民の皆様へ>

これまでもお願いしてきた、

- ・テレワークや時差出勤の徹底
- ・県が推奨するM（適切なマスク着用）・A（アルコール消毒）・S（アクリル板等でしゃ蔽）・K（距離と換気、冬は加湿）、による基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で、徹底用心をお願いします。
- ・お酒を伴う懇親会や、大人数での長時間にわたる会食は、極力避ける。会食する場合であっても、感染防止対策取組書の掲示がないお店の利用は避け、会話するときはマスクを着用する「マスク会食」を徹底していただきたいと思います。

要するに、飛沫に徹底用心。お願いします。飛沫に徹底用心です。

これさえ何とかできれば、この感染はぎりぎりのところで防げるに違いありません。飛沫に徹底用心です。

これに加えて、本日3日から17日までの間は、外出は控えめにしてください。高齢者や基礎疾患のある方は特にご用心ください。

今、医療現場は悲鳴をあげています。今一度、医療従事者の想いに心を寄せ、ご自身やご家族、大切な方の命を守るため、一丸となって、新型コロナウイルスに徹底用心してください。

この難局を乗り越えるため、県民総ぐるみの感染防止に、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

（くらし安全防災局長）

ありがとうございました。それでは本日の本部会議は以上です。